

米英、米メキシコ原子力協力協定

【米英原子力協力協定】(2018年5月4日署名、2020年12月31日発効)

• 経緯、背景：

- ✓ 英国が2019年3月29日をもって欧州連合(EU)及び欧州原子力共同体(EURATOM)から離脱するのに伴い、英国が米ユーラトム原子力協力協定の適用を受けることができなくなることから、新たに米英原子力協力協定を締結する必要があった。
- ✓ 2018年5月4日、米英両国が新原子力協力協定に署名。同月7日、トランプ大統領が協定案を議会に上程。
- ✓ 2018年6月7日、英国は、同国における保障措置の法的基盤となる保障措置法案を英国議会で可決。同日、IAEAとの保障措置協定及び追加議定書に署名。(新協定は、左記の保障措置協定及び追加議定書を反映したものとなっている)

• 新協定のポイント

- ✓ 全体構成：全20条からなる「本文」、「附属書A」及び全7項目に係る両国の合意事項を記載した「合意議事録」から構成される。
- ✓ 事前同意：協定対象核物質等の①再移転、②再処理、③形状または内容の変更、④濃縮(濃縮度20%未満)及び⑤貯蔵(Pu、ウラン233及びHEU)に係り事前同意を規定。②及び③について、附属書Aには、英国及び米国が協定対象核物質等の再処理及び形状または内容の変更を実施することができる具体的な施設名を記載。
- ✓ 機微な原子炉技術：書面により合意した要件及び受領国による協定第4～第10条(第4条(移転)、第5条(貯蔵)、第6条(再移転)、第7条(再処理、形状または内容の変更及びウラン濃縮)、第8条(核セキュリティ)、第9条(平和利用)及び第10条(保障措置))の保証下で移転することができる。
- ✓ 核セキュリティ：IAEAの核セキュリティ勧告(INFCIRC/225/Rev.5)及び両国が合意したその後の改定版、また改正核物質防護条約に沿った適切な(adequate)措置を講じる。
- ✓ 協定の有効期間：30年。有効期間到来後の延長に係る規定等はなし。(有効期間到来後は、協定改定または新協定を締結する必要がある)。

【米メキシコ原子力協力協定】

• 経緯、背景：

- ✓ 既存の米メキシコ間の協力は、IAEAとメキシコ間のプロジェクト協定及びIAEA、メキシコ及び米国間の原子力発電所と燃料供給協定の2つから成るプロジェクト・供給協定に基づいて実施されている。しかし、メキシコでの新規原子炉建設を見据え、両国は米国原子力法に基づく原子力協力協定を締結した。
- ✓ 2018年5月7日、米メキシコ両国が新原子力協力協定に署名。翌8日、トランプ大統領が協定を議会に上程。

• 新協定のポイント

- ✓ シルバー・スタンダード：協定前文で、メキシコが機微な原子力技術を伴う核燃料役務を既存の国際市場に依拠する意図を確認するという政治的コミットメントが述べられている(シルバー・スタンダード条項)
- ✓ 協定の有効期間：30年

【両協定の共通事項】協定の有効期間は30年で固定、延長規定はない。これは議会対応と考えられ、今後の協定も同様の扱いがなされることが予想される。